

道路特定財源の確保に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

宗 像 好 雄

賛 成 議 員

今 井 久 敏

八 重 榎 小 代 子

太 田 忠 良

佐 藤 栄 一

大 木 重 雄

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、我々の生活と経済・社会活動を支えるとともに、広域的な連携・協力による特色ある地域づくりを図るために、欠くことのできない最も重要な社会資本である。

郡山市は福島県のほぼ中央に位置し、交通の要衝であり、東北地方の商工業・物流の拠点として、水と緑など市特有の風土を生かし、景観や自然環境に配慮した新世紀に躍進する都市づくりを進めている。

しかしながら、市民生活においては自動車交通に依存しており、中心市街地をはじめ郊外の幹線道路でも渋滞が頻発している。また、多くの未改良道路や交通不能区間を抱えるなど、道路整備については不十分な状況にあり、住民の道路整備に対する要求は切実なものがある。

更には、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、若者が地方で生きがいを持って生活していくためにも物流や地域間交流を支える道路整備は緊急の課題である。

よって、本市の発展と多様な地域づくりを図る上で、計画的な道路整備は必要不可欠な国策であるという認識のもと、下記事項について強く要望する。

記

- 1 「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を計画的かつ着実に推進していくために、受益者負担の原則に基づく道路特定財源を他に転用することなく、全てを道路整備に充当し、十分な予算を確保すること。
- 2 地方の道路整備の実情を踏まえ、道路関係予算総額を縮小することなく、道路整備を促進するために、地方への道路予算の重点配分を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

郡山市議会